（内閣府設置法の一部改正）

第五条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第三号の三中「第十九条第一項」を「第十三条第一項」に、「並びに同法第二十条第一項」を「、同法第十四条第一項」に改め、「支給に関すること」の下に「並びに同法第十五条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する利子補給金の支給に関すること」を加える。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
国土交通大臣　羽田雄一郎

裁判所職員定員法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年九月五日

内閣総理大臣　野田　佳彦

法律第七十五号

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「一、八二七人」を「一、八五七人」に改める。

第二条中「二万二千八十九人」を「二万二千五十九人」に改める。

附　則

この法律は、平成二十四年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

法務大臣　滝　実
内閣総理大臣　野田　佳彦

災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年九月五日

内閣総理大臣　野田　佳彦

法律第七十六号

災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律

（石油の備蓄の確保等に関する法律の一部改正）

第一条　石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第三章　石油輸入業の登録等（第十三条―第二十二条）
第一節　石油輸入業の登録（第十三条―第二十三条）
第二節　石油精製業等の届出（第二十三条―第二十五条）
第四章　雑則（第二十六条―第三十五条）
第五章　罰則（第三十六条―第四十条）」

を

「第三章　災害時石油供給連携計画の届出等（第十三条―第十五条）
第四章　石油輸入業の登録等（第十六条―第二十五条）
第一節　石油輸入業の登録（第十六条―第二十八条）
第二節　石油精製業等の届出（第二十九条―第三十一条）
第五章　国家備蓄石油の勧告等（第三十二条―第三十五条）
第六章　雑則（第三十六条―第四十四条）
第七章　罰則（第四十五条―第四十九条）」

に改める。

第一条中「事態」の下に「及び我が国における災害の発生により国内の特定の地域への石油の供給が不足する事態」を加える。

第二条第八項中「第十三条」を「第十六条」に改め、同条第十項中「事態」の下に「及び我が国における災害の発生により国内の特定の地域への石油の供給が不足する事態」を加える。

第三条中「不足する事態」の下に「及び我が国における災害の発生により国内の特定の地域への石油の供給が不足する事態」を加え、「が、その」を「並びに備蓄に係る石油の適切な供給が、これらの」に、「かんがみ」を「鑑み」に改め、「円滑化」及び「備蓄の確保」の下に「及び備蓄に係る石油の適切な供給」を加える。

第五条の前の見出しを「（石油基準備蓄量等）」に改め、同条第一項中「基準備蓄量」を「石油基準備蓄量」に、「をいう。以下この節において」を「をいう。以下」に改め、同条第二項中「基準備蓄量」を「石油基準備蓄量」に改める。

第六条第一項中「基準備蓄量」を「石油基準備蓄量」に改める。

第七条第一項及び第二項中「基準備蓄量」を「石油基準備蓄量」に改め、同条第三項中「事態」の下に「又は我が国における災害の発生により国内の特定の地域への石油の供給が不足する事態」を加え、「基準備蓄量」を「石油基準備蓄量」に改め、同条第四項中「基準備蓄量」を「石油基準備蓄量」に改める。

第八条第一項中「基準備蓄量」を「石油基準備蓄量」に改める。

第九条第一項及び第二項中「基準備蓄量」を「石油基準備蓄量」に改める。

第十条の前の見出しを「（石油ガス基準備蓄量等）」に改め、同条第一項中「第二十八条第五項及び第二十九条」を「第十四条第一項、第三十八条第五項及び第三十九条」に、「基準備蓄量」を「石油ガス基準備蓄量」に改め、「この節において」を削り、同条第二項中「基準備蓄量」を「石油ガス基準備蓄量」に改める。

第十一条中「基準備蓄量」を「石油ガス基準備蓄量」に改める。

第十二条第一項及び第二項中「基準備蓄量」を「石油ガス基準備蓄量」に改める。

第四十条中「第十七条第三項、第十八条、第二十三条第二項」を「第二十条第三項、第二十一条、第二十六条第二項」に、「第二十四条第三項及び第二十五条第三項」を「第二十七条第三項及び第二十八条第三項」に、「第二十四条第二項、第二十五条第二項、第二十七条第二項又は第二十八条第二項」を「第二十七条第二項、第二十八条第二項、第三十七条第二項又は第三十八条第二項」に改め、同条を第四十九条とする。